単　位　事　務　名	
休　　職	
根拠及び参考法令	地方公務員法【地公法】 教育公務員特例法【教特法】 国立及び公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律【休職特例法】 鹿児島県職員の分限に関する手続及び効果に関する条例【分限条例】 鹿児島県職員の分限及び懲戒の取扱に関する規則【分限規則】 結核休職等取扱要領【結核取扱要領】 県立学校事務処理要領【事務処理要領】 職員団体業務専従許可事務処理要領【専従許可事務処理要領】
項　目	処　理　方　法
休職の意義	休職とは，職を保有したまま職務に従事させないことである。 ・休職は，地方公務員法または条例で定める事由による場合でなければその意に反して行うことはできないこととされている。【地公法第２７条第２項】
休職の期間	心身の故障のため長期の休養を要する場合は職員の意に反して休職にすることができる。【地公法第２８条第２項第１号】 １　結核性以外の疾病による場合 (1)　病気休暇９０日（成人病又は精神障害の場合６か月）を経てなお長期の療養を要すると認められる場合は，休職となる。 休職の期間は，３年をこえない範囲内において任命権者が定める。 【分限条例第４条第２号】 (2)　休職許可を受けようとする者は，次の書類を校長に提出する。 ・休職願（第１３号様式） ・学校職員等休職（結核外）診断書（第１５号様式）又は健康診断結果通知書（鹿児島県学校職員等健康診断諮問委員会の答申に基づき教育長が発行する通知書をいう。）の写し ・その他教育長が必要と認める書類 (3)　校長は，休職申請書（第１２号様式）に(2)の書類を添えて，原則として発令希望日の３０日前までに教育長に提出しなければならない。 【事務処理要領第１１条】
療養経過報告（結核も含む）	(4)　休職中の職員は，その期間中３月毎に，学校職員等療養状況通知書（結核）（第１９号様式）又は学校職員等療養状況通知書（結核外）（第２０号様式）を校長を経て教育長に提出しなければならない。【事務処理要領第１３条】

項　　目	処　　理　　方　　法
結　核　休　職	2　結核性疾病による場合 (1)　校長，教員（教頭，教諭，助教諭，養護教諭，養護助教諭，及び講師(常勤者)）実習助手及び寮母。事務職員は，休職の期間及び休職の期間中の給与については他の法令の規定にかかわらず，教育公務員特例法第１４条の規定を準用する。 (2)　要療養（要休養を含む。以下同じ。）の判定の翌日から９０日間は病気休暇とし，病気休暇の満了した翌日より教特法第１４条による休職となる。 　ただし，要療養の判定があった以前から病気により引き続き休暇を受けていた場合は，その休暇の日より９０日を経過した翌日より休職となる。 ・休職の期間は，満２年（満３年まで延長できる。）とする。 (3)　休職許可を受けようとする者は，次の書類を校長に提出する。 【事務処理要領第１１条】 ・休職願（第１３号様式） ・学校職員等休職休暇（結核）診断書（第１４号様式）又は，健康診断結果通知書の写し ・その他教育長が必要と認める書類 (4)　校長は，休職申請書（第１２号様式）に，(3)の書類を添えて，原則として発令希望日の３０日前までに教育長に提出しなければならない。 【事務処理要領第１１条】
休職期間の延長	3　前項の規定は，休職期間を延長する場合おいて準用する。この場合において，同項中「休職申請書（第１２号様式）」とあるのは「休職期間延長申請書（第１６号様式）」と，同項中「休職願（第１３号様式）」とあるのは「休職期間延長願（第１７号様式）」と読み替えるものとする。 【事務処理要領第１２条第２項】
療　養　休　暇	4　教育公務員特例法第１４条の適用又は準用を受ける職員以外の職員が結核性疾患のため療養休暇をとる場合は，療養休暇願（第１８号様式）に学校職員等休職休暇（結核）診断書（第１４号様式）又は健康診断結果通知書の写しを添え，これを校長を経て教育長に提出し，その承認を受けなければならない。 【事務処理要領第１２条】
刑事事件に関し起訴された場合	5　刑事事件に関し起訴された場合は，職員の意に反して休職にすることができる。 【地公法第２８条２項２号】 ・期間は，当該刑事事件が裁判所に係属する間である。 【分限条例第４条４項】
その他の休職	6　下記各号に該当する場合は，休職にすることができる。 【分限条例第１条の２】 (1)　学校，研究所その他これらに準ずる公共的施設において，その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査，研究又は指導に従事する場合

項　　目	処　　理　　方　　法
	(2)　外国の政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより，その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合 (3)　水難，火災その他の災害により，生死不明又は所在不明となった場合 ・期間は必要に応じて任命権者が定める。（分限条例第４条）
給　　与	休職期間中の給与については，「給料」の項参照
職員団体専従許可を受ける場合	５　職員団体専従許可 (1)　登録を受けた職員団体の役員として，職員団体の業務にもっぱら，従事する場合は，５年をこえない範囲で任命権者が許可することになる。 【地公法第５５条の２】 (2)　「専従許可を求める場合」の手続きは，専従許可事務処理要領を参照 ※様式については職コミ-「文書管理」-「教職員課」-「県立学校人事管理係」に掲載